

認定個人情報保護団体の認定について

令和 5 年 2 月 27 日に公益社団法人日本防犯設備協会から個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項及び第 2 項に規定する認定個人情報保護団体（特定分野型認定団体）の認定に係る申請がなされた。

同申請について、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」（令和 3 年 8 月制定）における「（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続き」に基づき審査した結果（別添 1 及び 2）、法第 49 条各号のいずれにも適合すると認められるため、下記のとおり認定のうえ、公示することとしたい。

記

1. 申請団体の概要

(1) 名称

公益社団法人 日本防犯設備協会

(2) 所在地

東京都港区浜松町 1-12-4 第 2 長谷川ビル 4 階

(3) 代表者

代表理事 片岡 義篤

(4) 団体の目的

防犯機器及び防犯システム並びに情報セキュリティシステム（以下「防犯設備等」という）に関する調査・研究及び防犯設備等の設置等に携わる者に対する研修その他の事業を行うことを通じて、防犯設備等に対する国民の理解を深めるとともに、安全で信頼できる防犯設備等の普及を図り、もって犯罪の防止その他公共の安全と秩序の維持に貢献し、国民生活の安全に資することを目的とする。

(5) 主な事業内容

- ① 防犯設備等の性能向上と普及に向けた、防犯設備等の調査・研究、標準・基準制定、審査・認定、相談・助言、防犯関連事業従事者の要請・資格認定、展示会、セミナーの開催等の事業
- ② 出版事業、防犯設備等に関する調査及び設計等の受託事業等の事業
- ③ 広報活動、会報発行、関連団体との連携活動等の①、②以外の事業

(6) 沿革

昭和 61 年 4 月 設立

昭和 61 年 8 月 社団法人として総理大臣より認可を受ける

平成 14 年 1 月 総合防犯設備士資格認定試験を実施

平成 23 年 3 月 公益社団法人として内閣総理大臣より認定を受ける

平成 25 年 6 月 防犯設備士資格更新制度を導入

令和2年 4月 防犯設備士資格更新者を防犯設備士（優良）と呼称開始

(7) 会員数（令和5年2月時点）

正会員 79 社
準会員 148 社
特別会員 44 団体
賛助会員 5 団体

(8) 対象事業者（申請時点で同意している者）：59 社

2. 認定する業務の範囲

防犯設備等の製造、販売若しくは施工の事業又は防犯設備等に係るサービスの提供事業

3. 認定通知文書（別添3）

申請団体に対し、法第47条第1項及び第2項の規定に基づき認定する旨を通知する。

4. 登録免許税納付通知書（別添4）

申請団体に対し、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第2条に基づき認定個人情報保護団体に課される登録免許税について、同法第24条第2項に基づき納付の期限及び書類を定め、通知する。

以上

認定個人情報保護団体の申請書及び添付書類一覧

公益社団法人 日本防犯設備協会

提出しなければならない書類	提出された書類
<p>○ 政令第 14 条第 1 項 次に掲げる事項を記載した申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称及び住所並びに代表者又は管理者の氏名 ・ 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地 ・ 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれかであるかの別を含む。） ・ 法第 47 条第 2 項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定個人情報保護団体認定申請書
<p>○ 政令第 14 条第 2 項第 1 号 定款、寄附行為その他の基本約款</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約款
<p>○ 政令第 14 条第 2 項第 2 号 認定を受けようとする者が法第 48 条各号の規定に該当しないことを誓約する書面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受けようとする者が個人情報の保護に関する法律第 48 条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
<p>○ 政令第 14 条第 2 項第 3 号 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日防設認定個人情報保護団体業務実施規程
<p>○ 政令第 14 条第 2 項第 4 号 認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益社団法人 日本防犯設備協会組織図、役員及び従業員の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに協会の概要を記載した書類
<p>○ 政令第 14 条第 2 項第 5 号 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2022 年度事業報告書 ・ 2021 年度貸借対照表（2022 年 3 月 31 日現在）
<p>○ 政令第 14 条第 2 項第 6 号 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
<p>○ 政令第 14 条第 2 項第 7 号 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業者の同意確認書類

提出しなければならない書類	提出された書類
及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類	
○ 政令第 14 条第 2 項第 8 号 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯設備士パンフレット ・ 総合防犯設備士パンフレット ・ 防犯設備（会報誌、2023 年 1 月発行）
○ 政令第 14 条第 2 項第 9 号 その他参考となる事項を記載した書類	—

認定個人情報保護団体の認定の審査結果

公益社団法人 日本防犯設備協会

認定の基準		事由	
一 法第 49 条第 1 号関係			
イ 認定業務を行う組織及びその運営について明確かつ合理的に定められており、次のいずれにも適合するものであること。	/		
(1) 認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないことについて適切かつ明確に定められていること。		適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 7 条（責務）において規定されている。
(2) 認定業務の実施状況について、少なくとも、年 1 回、個人情報保護委員会に報告することとしていること。		適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 12 条（個人情報保護委員会へ報告する事項）において規定されている。
ロ 業務の実施の方法が、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインその他個人情報の保護に関する法律に係る告示等に準拠していること。	適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 4 条（認定業務）および個人情報保護指針 1 総則（1）目的において規定されている。	
ハ 苦情の処理に係る業務について、次のいずれにも適合するものであること。			
(1) 当事者の一方に偏することなく公平に業務が実施される体制が確保されていること。	適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 7 条（責務）および第 9 条（苦情処理）において規定されている。	
(2) 対象事業者が確実に苦情の処理に応じることが確保されていること。	適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 9 条（苦情処理）において規定されている。	
(3) 苦情の処理について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制が整備されていること。	適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 9 条（苦情処理）において規定されている。	
ニ 対象事業者に対する情報の提供の方法について、次のいずれにも適合するものであること。			
(1) 情報の提供の目的が、対象事業	適合	日防設認定個人情報保護団体業務	

認定の基準		事由
者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。		実施規程第 10 条（対象事業者に対する情報の提供及び研修）において規定されている。
(2) 情報の提供の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。	適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 10 条（対象事業者に対する情報の提供及び研修）において規定されている。
ホ 法第 47 条第 1 項第 3 号に規定する業務について、次のいずれにも適合するものであること。		
(1) 個人情報保護指針を届け出ることを予定している場合にあつては、対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告その他の措置を行う体制が整備されていること。	適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 11 条（対象事業者の権利と義務）において規定されている。
(2) 対象事業者における個人データの漏えい等事案が発生した場合の対応を行う場合には、当該対応が適正かつ明確に定められていること。	適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 10 条（対象事業者に対する情報の提供及び研修）において規定されている。
(3) その他必要な業務の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。	適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 4 条（認定業務）において規定されている。
(4) その他必要な業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。	適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 6 条（組織）において規定されている。
(5) 法第 47 条第 2 項によって、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲が明示されていること。	適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 5 条（業務の範囲）において規定されている。
二 法第 49 条第 2 号関係		
イ 認定業務を適正かつ確実に行うための組織が存在すること。	適合	日防設認定個人情報保護団体業務実施規程第 6 条（組織）において規定されており、また、公益社団法人 日

認定の基準		事由
		本防犯設備協会組織図、役員及び従業者の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに協会の概要を記載した書類において認められる。
ロ 認定業務を適正かつ確実にを行うため必要かつ適切な人員等を整備していること。	適合	公益社団法人 日本防犯設備協会組織図、役員及び従業者の氏名、役職、担当業務及び職務経歴等並びに協会の概要を記載した書類において認められる。
ハ 認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。	適合	「今後3年間の収支見込み、計画書」において、制度事業を実施する今後3年程度における収支の見込みが堅実に見積もられたものと認められることから、認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であると認められる。
ニ 債務超過の状態にないこと。	適合	2021年度貸借対照表によれば、債務超過の状態にない。
<p>三 第49条第3号関係</p> <p>認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことによって認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないこと。</p>	適合	認定申請に係る業務以外にも、第三者として、防災設備士・総合防災設備士の両認定制度の審査を行い、遵守すべき自主基準を遵守し、安心して信頼できる防犯設備業の普及に貢献しているが、それらによって認定の申請に係る業務が不公正になるおそれはない。

個 情 第 号
令和5年 月 日

公益財団法人 日本防犯設備協会
代表理事 片岡 義篤 殿

個人情報保護委員会
委員長 丹野 美絵子

認定個人情報保護団体の認定について

令和5年●月●日付で申請があった上記の件については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項及び第2項の規定に基づき、 月 日付で認定する。

個情第 号
令和5年 月 日

登録免許税納付通知書

公益財団法人 日本防犯設備協会
代表理事 片岡 義篤 殿個人情報保護委員会
委員長 丹野 美絵子

このたび、貴団体を個人情報の保護に関する法律第47条第1項および第2項の規定に基づき、認定個人情報保護団体に認定をしたので、登録免許税法第2条、第3条及び第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録免許税を納付期限までに納付し、領収証書を別添<添付略>「登録免許税領収証書届出書」に貼付し、当委員会に提出してください。

なお、納付期限を経過した場合は、国税通則法第60条第1項の規定により延滞税が加算されます。

記

- 1 登録免許税の額 9万円
- 2 納付すべき場所 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む））又は麴町税務署
- 3 納付期限 令和5年 月 日
（登録免許税領収証書届出書提出期限）